

① 感知器性能について

- 出火場所の特定について、メッセージの内容(出火階、場所など)を具体的に音声警報できるのが望ましい(感知器の番号だけで火災発生場所が特定可能と考えることは避けるべき)。

対応方針

- 音声警報のメッセージについて、文例(火災が発生した場所又は階及び火災である旨の情報、外国人に配慮したメッセージを日本語のメッセージの後に付加することも可など。)を各消防本部や関係団体等に対し通知する予定。

※ 現時点で、出火階と場所を組み合わせた音声警報は、機器の再開発が必要であるため不可(メーカー回答)

② 設置基準について

- 300㎡未満で特定1階段等防火対象物に要求される現行規定(ルートA)と特小自火報の改正案(ルートB)を比較すると、受信機の再鳴動機能や感知器の設置場所など、現行規定の方が厳しい部分があるため、その違いについて明確にする必要があるのではないか。

対応方針

<受信機の再鳴動機能について>

- 現行規定(ルートA)においては、火元を確認せず受信機ですべての地区音響装置を停止することができることから、受信機の再鳴動機能は必要と考える。一方で、今回の改正案(ルートB)においては、火災を感知した感知器を含めすべての感知器の鳴動を停止するためには、火元の感知器を操作する必要があるため再鳴動機能は不要と考える。

<感知器の設置場所について>

- 今回の改正案(ルートB)においては、各居室等から出火場所が特定できる音声警報のメッセージを感知器が報知するため、現行規定(ルートA)と異なり感知器の報知能力が高く、初期消火や避難誘導等の初動対応に即座に対応できることから「非居室(脱衣所、給湯室、更衣室等)」には設置不要として差し支えないと考える。

- 火災発生場所が特定できるメッセージ機能を備えた連動型警報機能付感知器を、これまで検討されていた新中継器の代替品として考え、特小自火報が設置可能な対象を延べ面積500㎡未満(特定一階段等防火対象物を含む)にまで拡大してもよいのではないか。

- 今回の改正案(ルートB)においては、建物の構造や使用環境によって無線式の感知器の受信に影響があることや、設置できる感知器の個数に限界があることを踏まえ、現在の特小自火報の機器構成や感知器性能を前提に、設置範囲の拡大について検討を行った。

- すべての用途に、延べ面積500㎡未満まで設置基準面積を拡大することについては、防火安全上支障がないか更なる検討が必要である。

第1回検討部会における主な意見について

③ 運用について

- 延べ面積が300㎡未満の(16)項イの防火対象物で、令9条の適用除外となる用途(令第21条第1項第10号など)が複数ある場合や、同一用途(一の防火対象物とみなす防火対象物)がある場合の警戒区域の考え方や感知器の連動方法について示してほしい。

対応方針



- 令第21条第1項第10号等の規定により特小自火報の設置が義務付けられる場合にあっては、当該規定が階単位で設置義務が課せられていることにかんがみ、原則は当該警戒区域についても各階ごとに規制することとなるが、自動火災報知設備の制度や過去の法改正の主旨を踏まえ、警戒区域や連動方法に係る運用について引き続き検討していくこととする。



- 特小自火報は受信機がないため、防火対象物において、避難誘導を行うための計画等が必要になるのではないか。

対応方針



- 建物関係者に対し、各居室等で火災が発生したことを想定し、具体的な行動(通報対策、避難経路、避難方法など)について検討するとともに、建物の実態を踏まえた訓練を実施するよう通知する。